

技術移転促進プログラム事業実施要領

1 事業目的

技術移転促進プログラム事業（以下、本事業）は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、研究所）によって開発された食品関連技術を府内の食品関連事業者等に技術移転することにより、開発技術を効果的かつ効率的に普及させることを目的とする。

2 本事業の対象者

技術移転を希望する次の者。

- (1) 大阪府内に事業所を持つ食品関連事業者。
- (2) 大阪府内の事業者で、これから加工、流通、販売を行おうとする者。
- (3) その他研究所が適当と認める者。

3 本事業の対象要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 研究所によって開発された食品関連技術の移転を促進する内容であること。
- (2) 早期に商品化の可能性があること。

4 申請

技術移転を希望する者（以下「技術移転対象者」という。）は、「技術移転促進プログラム申請書」（様式第1号）を研究所理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

5 契約

研究所と技術移転対象者は、技術移転の実施にあたって技術移転促進プログラム事業実施契約を締結する。

6 技術移転に従事する者

(1) 研究所は、技術移転を円滑に進めるため、技術移転対象者の費用負担により技術移転対象者の職員を研修生として受け入れることができる。

(2) 技術移転対象者は、職員を派遣するとき、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所研修生受け入れ要領（以下「研修要領」という。）の規定に従うものとする。

(3) (2)において、研修依頼書の提出は、この実施要領4に定める「技術移転促進プログラム申請書」（様式第1号）の提出によって替えるものとする。また、秘密保持等誓約書（様式2）の提出、研修受入決定通知書（様式3）の発行は、この実施要領第5条に定める契約の締結を証する書により替えるものとする。

7 応用技術開発等

(1) 研究所は、より効果的な技術移転を実施するため、移転対象とする技術の再現実証試験及び応用技術開発（以下「応用技術開発等」という。）に取り組むことができる。

(2) 技術移転対象者は、応用技術開発等に要する資材及び設備（以下「応用技術開発用資材等」という。）を研究所へ提供する場合、その費用を無償とし、搬入及び搬出に要する費用も負担する。

8 技術移転の中止

技術移転対象者において、申請書類への虚偽記載や、誠意をもって取り組む姿勢が見られな

いなど、技術移転の実施に支障があると研究所が判断した場合には、研究所は技術移転を中止することができる。また、天災その他やむを得ない理由により技術移転の継続が困難となったときは、両者協議の上、技術移転を中止することができる。

9 遵守事項

技術移転対象者は、次の事項を遵守すること

(1) 早期に商品化するように努めなければならない。

(2) 商品化及び製造中止に当たっては研究所へ報告するものとする。

(3) 事業の成果品に、本事業で得られた成果であることを示すため、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所シンボルマークを表示しなければならない。

なお、研究所のシンボルマークあるいは名義を使用するときは、「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所シンボルマークに関する規程」及び「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所法人名義及びシンボルマークの使用に関する要領」の規定に従わなければならない。

(4) 事業終了後に得られた事業に係る成果について、研究所の求めに応じ報告に努めなければならない。

(5) 研究所が事業の実施および成果について研究所や大阪府のホームページ等での公表および催事において広報等を行う場合は、協力を努めなければならない。

10 応用技術開発等における知的財産の帰属等

(1) 応用技術開発等により得られた知的財産（発明、考案等）は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所知的財産ポリシー（平成29年4月1日 規程第57号）に基づき原則公開とし、論文発表等による公知化など成果の普及を行う。

(2) 前項について、技術移転対象者が第三者へ技術の詳細を公表する場合は、事前に研究所に報告しなければならない。

(3) 本事業で技術移転対象者が独自に行った発明について知的財産権の出願を行うときは、事前に研究所の同意を得るものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、研究所と技術移転対象者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年6月16日から施行する。

附則

この要領の改正は、令和3年8月30日から施行する。

(様式第1号)

技術移転促進プログラム申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長 様

申請者 住所 〒

TEL

名称

代表者

印

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所技術移転促進プログラム実施要領第4条の規定により、下記の技術を習得したいので申請します。

なお、申請が受諾されたときは、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所技術移転促進プログラム実施要領およびその他の関係法令等を遵守します。

記

- 1 技術移転題目
- 2 技術移転内容
- 3 希望する実習期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 4 資材及び設備等の提供
名称 (商品名)
期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
- 5 派遣する職員の氏名